

# 内国商品現物型E T Fの上場制度の見直しに伴う有価証券上場規程等の一部改正について

平成22年2月24日  
株式会社東京証券取引所

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、平成22年3月1日から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

当取引所では、平成20年3月に信託法（平成18年法律第108号）に基づく商品現物型E T Fの上場制度を整備しております。

現在の上場制度では、内国組成の商品現物型E T Fについて、管理会社が金融商品取引業者であることを求めていますが、商品現物の管理について高い専門性を有する信託銀行等の業者が管理会社となることも可能であると考えられます。

当取引所は、投資者に対して、こうした商品現物型E T Fの投資機会を提供することが、日本におけるE T F市場の発展に寄与することになると想ることから、内国商品現物型E T Fの上場制度について一部改正を行うものとします。

改正の概要は下記の通りです。

## 記

### I 改正概要

#### 1. 内国商品現物型E T Fの上場制度等の整備

##### （1）管理会社の定義について

- ・信託受託者が管理会社になる場合の管理会社の定義を、「登録金融機関（金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号）第28条第4項に規定する投資運用業を行うものであって、かつ当該内国商品現物型E T Fの信託財産に関する管理又は処分を行うものに限る。以下同じ。）及び当該登録金融機関から当該内国商品現物型E T Fに係る信託財産の管理又は処分の権限の全部又は一部の委託を受けた者」とします。

##### （2）上場審査基準について

- ・次のaからcまでを追加するものとします。

- a 信託の委託者が上場会社又はその子会社で、かつ、商品市場（商品取引所法第2条第9項に規定する商品市場をいう。以下同じ。）又は外国商品市場（商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。）において信託財産と同一の商品に係る会員、取引参加者又はこれら

### （備 考）

- ・有価証券上場規程（以下「規程」という。）第1001条第9号

- ・規程第1104第4項、有価証券上場規程施行規則（以下「施行規則」という。）第1106条第6項

に相当する者（当該商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行っている者に限る。以下同じ。）であること。

- b 信託の委託者が商品の拠出状況等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告する旨を確約すること。
- c 新規上場申請銘柄の信託約款に次の（a）及び（b）が記載されていること。
  - (a) 信託財産に係る商品の条件
  - (b) 商品の拠出者が条件を充足する商品を信託することを保証する旨

#### （3）適時開示について

- ・ 次のaからcまでのいずれかに該当する場合は、その内容を適時開示するものとします。
  - a 信託の委託者が上場会社又はその子会社でなくなる場合
  - b 信託の委託者が商品市場又は外国商品市場において信託財産と同一の商品に係る会員、取引参加者又はこれらに相当する者でなくなる場合
  - c 信託約款で定める商品の条件を満たさない商品が信託された場合

・ 規程第1107条  
第2項、施行規則第1109条第4項

#### （4）上場廃止基準について

- ・ 上場廃止基準に、次のaからeまでを追加するものとします。
  - a 管理会社の登録金融機関業務の登録の失効又は取消し
  - b 信託の委託者が上場会社又はその子会社でなくなる場合
  - c 信託の委託者が商品市場又は外国商品市場において信託財産と同一の商品に係る会員、取引参加者又はこれらに相当する者でなくなる場合
  - d 信託約款に次の（a）又は（b）のいずれかが記載されなくなる場合
    - (a) 信託財産に係る商品の条件
    - (b) 商品の拠出者が条件を充足する商品を信託することを保証する旨
  - e 信託財産としての条件を満たさない商品が信託された場合であって、直ちにその状況の改善に係る手続きが着手されないとき又は遅滞なくその状況が改善されないとき。

・ 規程第1112条  
第1項、施行規則第1113条第4項

2. その他

- ・ その他、所要の改正を行うものとします。

II 施行日

- ・ 平成22年3月1日から施行します。

以 上